

市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 総務課行政係
☎ 内線 321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】 4月11日(木)

午後1時～4時30分

【場所】 市役所3階小会議室

【主催】 長崎県司法書士会

行政相談所

問合せ先 総務課行政係 ☎ 内線 321
鷹島支所市民課 ☎ 内線 603、110

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。



【日時】 4月11日(木)

午前10時～午後4時

松浦会場

【場所】 市役所別館多目的相談室

【行政相談委員(敬称略)】

川畑喜久雄 ☎ 0956-75-0724
青木サチ ☎ 0956-74-0456

鷹島会場

【場所】 鷹島支所教養室

【行政相談委員(敬称略)】

山田一年 ☎ 0955-48-3087

高齢者通院乗船券および老人福祉センター利用者乗船料の助成

問合せ先 福祉事務所福祉総務係
☎ 内線 153

市では、健康および福祉の増進を目的として、離島にお住まいの高齢者(65歳以上)の人を対象に、フェリーを利用し医療機関を受診または老人福祉センターを利用した場合に、月2回までの往復分乗船料の助成を行っております。

平成25年4月から内容を一部変更し、各申請書の様式も新しくなりました。

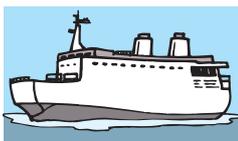
【対象者】

○高齢者通院乗船料

飛島免・黒島免に居住している人

○老人福祉センター利用者

現在の飛島免・青島免に居住している人に加えて、黒島免に居住している人も対象となります。



定住支援制度の申請受付中

問合せ先 まちづくり推進課企画統計係
☎ 内線 315、316

市では、松浦市内への定住や新規転入を促進するため、「定住奨励金」「賃貸住宅入居費補助金」「ふるさと就職奨励金」を交付しています。各支援制度の利用を希望する場合は、右記の問合せ先へお早めにご相談ください。

【定住奨励金】

松浦市内で新たに住宅を取得(移転・改築・増築を除く)する場合に奨励金を交付します。

○金額

- ・市内業者による住宅建築の場合
住宅取得費の4%(上限60万円)
- ・宅地購入の場合
土地取得費の10%(上限50万円)
- ・中古住宅購入の場合
住宅・土地取得費(合計)の3%(上限30万円)

※新規転入者の場合には奨励金の上乘せあり

○申請期限

住宅取得が完了した日から1年以内

【賃貸住宅入居費補助金】

松浦市内に転入する際に賃貸物件へ入居し、引き続き市内に1年以上居住する場合に補助金を交付します。

○金額 基本額10万円

(世帯員3人目から1万円加算)

○申請期限 転入した日から1年以内

【ふるさと就職奨励金】

転入または学校卒業から1年以内に就職し、引き続き市内に5年以上居住する場合に奨励金を交付します。※社会保険加入者または、最低週30時間以上の勤務で、勤務の期間に制限が無いが、更新が見込まれる人を対象とします。

○金額 最大30万円

(最長5年間で分割交付)

○登録申請期限

就職した日からおおむね2年以内
※手続きが大幅に遅れた場合には、奨励金額の減額措置あり

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

問合せ先 税務課固定資産税係
☎ 内線 111、112

平成25年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、ほかの土地や家屋と比較して価格が適正であるかどうかを確認するための制度で、無料で縦覧できます。詳細は市報3月号をご覧ください。

【縦覧期間】 4月1日～4月30日

(土・日・祝日は除く)

【縦覧場所】 税務課・福島支所・鷹島支所

平成 25 年度わくわく・おでかけ支援制度

○問合せ先 福祉事務所福祉総務係・障害福祉係 ☎内線 153、156

平成25年度わくわく・おでかけ券(外出支援券と温泉優待券のセット)の申請受付を、**平成25年4月8日(月)から平成26年3月31日(月)までの間の開庁日**に福祉事務所、各支所および各出張所で行います。申請は、受付期間内に、**お一人様1回限り**行うことができます。ぜひ、ご利用ください！
(※再申請はできません)

また、受付開始当初は、窓口が混み合うことが予想されます。交付までお待ちいただく場合がありますがご了承願います。



【対象者】

平成 25 年度から対象者の範囲を拡大しました！

松浦市に住所がある在宅の人で、次の4つのいずれかに該当する人です。

- ① 70 歳以上の人（申請時に 70 歳に到達していれば申請可能）
- ② 身体障害者手帳をお持ちの人（等級不問）
- ③ 療育手帳をお持ちの人（等級不問）
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（等級不問）

【内容】

1. 外出支援券

☆助成の内容

3,000 円分（1 枚 100 円）を交付します。

※ 1 回に使用できる枚数の制限はありません。

※ 青島・飛島・黒島地区に住所があり、現に居住されている人は、5,000 円分を交付します。

☆利用できる交通機関（市が指定する交通機関）

《バス》

- ・松浦市営バス
- ・のりあいバス
- ・西肥バス
- ・昭和バス

《鉄道》

- ・松浦鉄道

《船舶》

- ・フェリーたかしま 2
- ・ニューたかしま 2
- ・つばき 2

《タクシー》

- ・松浦観光タクシー
- ・シルバータクシー（市内営業所に限る）
- ・イエロータクシー
- ・わかばタクシー
- ・福島観光タクシー
- ・玄海タクシー *1
- ・よかところ介護タクシー（ケア輸送サービスに限る）

※ただし、交通機関での利用は次の場合に限りです。

- ・松浦市内から乗車する場合
- ・松浦市内で下車する場合
- ・松浦市内で乗車して松浦市内で下車する場合（*1を除く）

☆利用できる施設

- ・松浦市立歴史民俗資料館入館料
- ・鷹島モンゴル村入場料

☆利用できる公演会などの入場料

松浦市文化会館が実施する自主事業

※対象となる自主事業についての問合せ先は文化会館☎ 0956-72-5758

2. 温泉優待券

☆助成の内容

年間 24 回分の無料券を交付します。

※ひと月にご利用できる回数の制限はありません。

☆利用できる温泉施設

- ・鷹島モンゴル村
- ・福島温泉ほの香の宿つばき荘（貸切露天風呂を除く）

【申請に必要なもの】

☆ 70 歳以上の人

- ・印鑑
- ・本人を証明するもの（運転免許証、保険証など）

☆ 70 歳未満で、障害者手帳をお持ちの人

- ・印鑑
- ・本人を証明するもの（運転免許証、保険証など）
- ・障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

☆代理申請の場合

- ・対象者の委任状
※委任をした人の自署・押印が必要
- ・委任をした人および代理人の身分を証明するもの（運転免許証、保険証など）
- ・代理人の印鑑

【注意事項】

☆交付を受けた対象者ご本人のみご利用できます。他人に譲渡はできません。

☆外出支援券利用時に 100 円未満の端数が生じる場合は、その額を現金で支払ってください。

☆有効期限（交付年度の 3 月 31 日まで）を超えたものは利用できません。

☆通貨などとの換金はできません。